

中津市建設工事等入札参加資格者の指名停止措置について

1. 指名停止措置業者名

株式会社 トーニチコンサルタント

指名停止措置業者の住所

東京都渋谷区本町1-13-3

2. 指名停止措置期間

令和8年2月28日から令和8年5月27日まで（3か月間）

3. 指名停止措置要件

中津市契約規則施行細則第10条別表第2措置要件5-1に該当

4. 指名停止措置理由

特定地方公共団体等が競争入札等の方式により発注する特定跨線橋点検等業務について、独占禁止法第3条（不当な取引制限の禁止）の規定に違反する行為を行っていたことにより、公正取引委員会から令和7年12月19日付けで違反事業者として認定され、排除措置命令及び課徴金納付命令を受けたため。

【お問い合わせ先】

中津市 総務部 契約検査課 契約係

TEL 0979 (62) 9875 (内線 701・702)